

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法（1999年（平成11年）公布・施行）では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げ、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。国は、同法に基づく男女共同参画基本計画を5年ごとに策定し、社会経済情勢の変化等に対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。

本市では、1995年（平成7年）3月に地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざして「宇治市女性施策推進プラン（UJIあさぎりプラン）」を策定し、2001年（平成13年）3月の改定を経て、あらゆる分野における男女共同参画の推進や女性の人権の尊重などに関する取組を推進してきました。

また、2004年（平成16年）12月には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めるため、男女共同参画の推進に関する基本理念や本市、市民、事業者等の責務、施策の基本事項を定めた「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を施行しました。そして、2006年（平成18年）1月には、本市の男女共同参画社会施策の行動指針として、計画期間を5年とする「宇治市男女共同参画計画（第2次UJIあさぎりプラン）」を策定しました。その後、第3次、第4次と各計画期間を5年として策定を行い、2021年（令和3年）3月に「宇治市男女共同参画計画（第5次UJIあさぎりプラン）」を策定しました。

近年では、社会的にジェンダー¹への関心が高まりつつありますが、依然として指導的地位に占める女性割合など政策や方針決定過程への女性の参画拡大の進展に遅れが見られ、根強い固定的な性別役割分担意識など、様々な課題が残っています。

また、2019年（令和元年）の新型コロナウイルス感染症によって、生活様式や価値観の変化など社会全体に様々な影響があり、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がった一方で、生活不安やストレスから配偶者等に対する暴力（DV²）の深刻化、スマートフォン、SNSの普及による性暴力・性被害の多様化・低年齢化といった新たな課題も明らかになっています。

¹ ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」を意味する言葉です。生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念で、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。一方で、ジェンダーが性差別や性別による固定的役割分担、偏見等につながってきたことをしっかりと認識することが必要です。

² DV：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをいいます。

国の男女共同参画会議「第6次男女共同参画基本計画」においては、めざすべき社会として以下の4点を示しています。

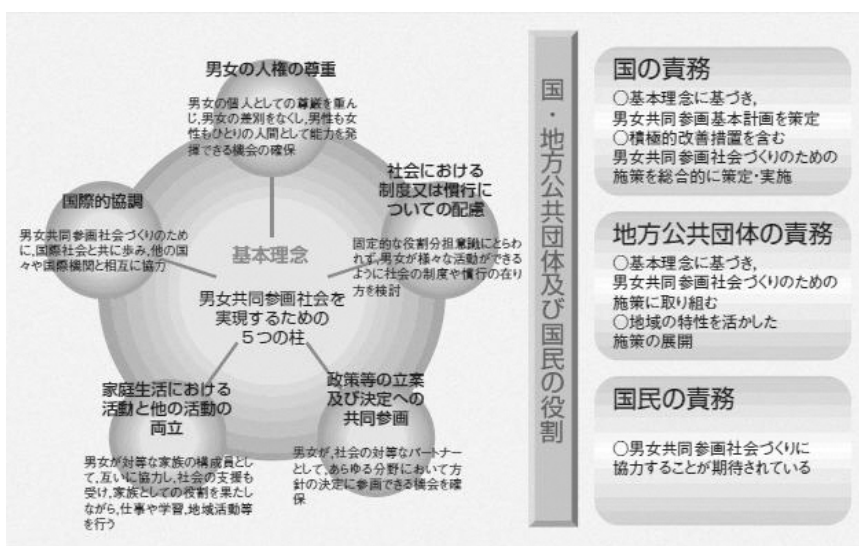
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

これらの実現を通じて男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成促進を図るとしています。

男女共同参画社会基本法第7条では、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされており、2015年（平成27年）9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs³）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会をめざし、国際社会が一致して取組を進めています。

このたび、「第5次UJ I あさぎりプラン」の計画期間が2025年（令和7年）度で終了することから、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会情勢の変化に伴う新たな課題にも対応しつつ、真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次UJ I あさぎりプラン」を策定します。

男女共同参画社会基本法の概要



内閣府男女共同参画局ホームページより

³ SDGs : 「Sustainable Development Goals」の略です。2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第9条第1項に定める本市の男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画の推進に関する施策の基本的指針を定めたものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「宇治市DV対策基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「宇治市女性活躍推進計画」を包含するとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援に関する宇治市基本計画」を新たに位置づけます。
- 本計画は「宇治市第6次総合計画」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画と連携を図りながら推進します。

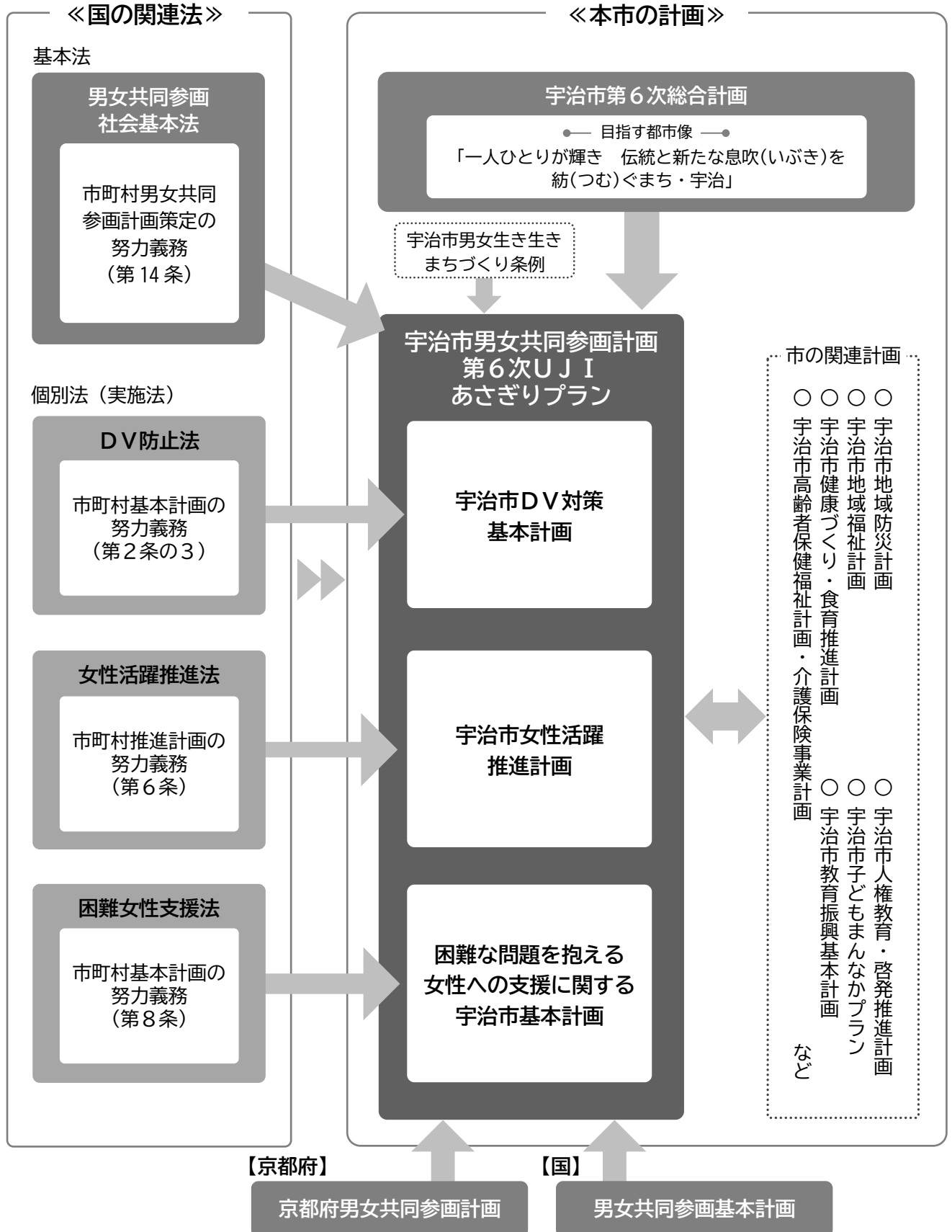
3 計画の期間

計画期間は、2026年（令和8年）度から2030年（令和12年）度までの5年間とします。

計画期間

2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度
第5次 計画	第6次宇治市男女共同参画計画					次期計画

《計画の位置づけ概念図》



4 計画の策定経過

本計画は、「宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」及び「宇治市男女共同参画に関する事業所調査」や「ワークショップ⁴」などにより、本市の男女共同参画の実態把握に努めるとともに、パブリックコメント（市民等の意見を募る手続）や宇治市男女共同参画支援センターにおける取組などを通じて広く市民等の意見を求め、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める「宇治市男女共同参画審議会」の審議を経て策定しました。

【調査の概要】

■実施時期

2025年（令和7年）1月～3月

■対象者

○市民意識・実態調査

宇治市在住の満16歳以上の市民を対象に4,000人を無作為抽出しました。

○事業所調査

宇治市内の事業所を対象に300事業所を無作為抽出しました。

■回答方法

郵送による回答及びオンラインでの回答

■回答数及び回収率

○市民意識・実態調査 1,370通（34.3%） ○事業所調査 93通（31.0%）

【ワークショップの概要】

■実施時期

2025年（令和7年）7月5日

■参加者

市内在住・在学・在勤の方 計22名（女性15名・男性7名）

■内容

男女共同参画計画の策定において、市民意識・実態調査で明らかになった課題をテーマとし、課題解決の方向性などのグループワークを行いました。

「テーマ」 ① 固定的な性別イメージの解消 ② 困難な状況への支援

【パブリックコメントの概要】

■期間

2025年（令和7年）11月16日 から 12月15日まで

■意見等

50件

【宇治市男女共同参画審議会による審議】

■令和6年度第2回 2024年（令和6年）12月13日

■令和7年度第1回 2025年（令和7年）8月19日

■令和7年度第2回 2025年（令和7年）10月24日

■令和7年度第3回 2026年（令和8年）1月23日

⁴ ワークショップ：参加者がグループでテーマや課題について意見交換し、共同で作業を進める形式が一般的です。単に話を聞くだけでなく、自らの行動を通じて学ぶことで、より深い理解が得られます。

5 計画の目標

(1) めざす将来像

『真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現』

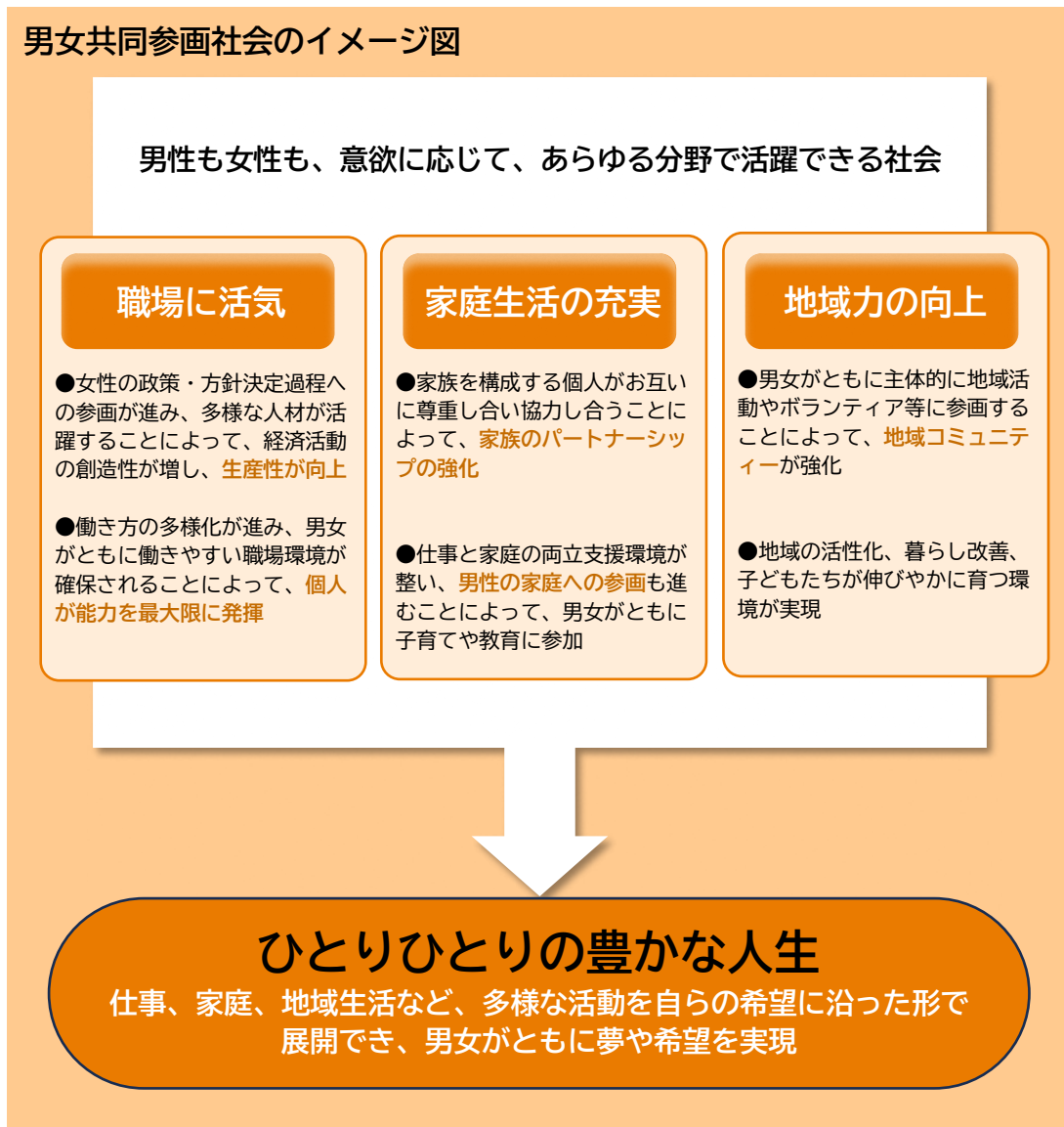
「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める8つの基本理念に基づき、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければならないという意識が、社会全体及び市民の日常生活に浸透し、市民一人ひとりが男女共同参画を実践できる地域社会の実現をめざします。

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の基本理念

- ① 男女が、個人としての人権を尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- ② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重され、健康の保持増進が図られること。
- ③ 家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、暴力的行為(身体的、精神的又は経済的な苦痛を与える行為をいう。)及び他の者を不快にさせる言動が根絶されること。
- ④ 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- ⑤ 男女が、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥ 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と社会生活における活動とを共に行うことができるよう配慮されること。
- ⑦ あらゆる教育の場において、多様な選択を可能にする教育及び学習機会の充実が図られること。
- ⑧ 国際社会における男女共同参画の推進に関する取組に留意し、国際的協調の下に行われること。

(2) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず誰もが、意欲に応じて、社会のあらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域などにおける多様な活動を一人ひとりの希望に沿ったかたちで展開でき、男女が共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。



内閣府男女共同参画局ホームページより

6 第5次UJIあさぎりプランの取組と成果

(1) 目標値・指標値の達成状況

基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	60.4%	71.8%	69.2%	80%
「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」という言葉の認知度	41.7%	67.3%	87.9%	80%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	44.7%	52.7%	56.7%	60%

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
ハラスメントに対する対策を講じている事業所の割合（就業規則等での明示及び相談窓口の設置）	26.4%	15.4%	32.3%	30%
本市管理監督者への女性職員の登用割合	20.2%	22.1%	21.9%	25%
本市審議会等における女性委員の登用割合	28.6%	28.6%	33.0%	40%
女性委員がない本市審議会等（女性委員がない本市審議会等の数/本市審議会等の数）	14/88	11/94	8/84	0

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス⁵（仕事と生活の調和）の実現

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	54.5%	60.5%	67.2%	70%
本市男性職員の育児休業取得率（取得者数/対象者数）	4.0%	11.1%	58.1%	30%
育児を支援する対策を講じている事業所の割合	52.8%	57.8%	58.1%	70%
介護を支援する対策を講じている事業所の割合	35.8%	46.0%	50.5%	60%

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
男女共同参画支援センター（ゆめりあうじ）女性のための相談窓口の認知度	26.8%	18.4%	16.9%	30%
「デートDV」という言葉の認知度	-	27.4%	60.4%	40%

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
地域活動へ参加したことがある人の割合	66.8%	70.3%	66.4%	80%

⁵ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいのある仕事と充実した個人生活の両者をうまく調和させ、個人が持っている能力を最大限に発揮できるようにすることをいいます。

(2) 第5次UJIあさぎりプランにおける取組と課題

本市では「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第18条に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する年次報告書の作成と公表を定め、宇治市男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、計画的に進行管理を行っており、この計画の進行状況については、各年度アンケートによる市民意識調査と具体的施策担当課への「実施状況調査」にて確認しています。

基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

「男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透」として、固定的な性別イメージ⁶を解消し、性別にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる社会に向けて、職員向けの研修や女性問題アドバイザーを派遣するなど、様々な広報・啓発に取り組むとともに、学習機会の提供に努めました。

また、「幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進」及び「生涯学習等を通じた男女平等意識の醸成」に向けて、中学生向けハンドブックを作成し、生徒・教職員への男女共同参画意識の啓発を進めたほか、各図書館や男女共同参画支援センター情報ライブラリーでの啓発図書展示など、学校教育及び生涯教育の場において、学習の推進・研修の充実に努めました。結果として、男女共同参画に関する言葉の認知度は、第5次計画期間内に設定した目標値・指標値を上回る年度があるなど、一定の効果をあげています。

しかし、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「反対」とする意見の占める割合が増える一方で、「わからない」とする意見の割合が増加する年度もあり、性別を問わず社会進出を進めている中、取り巻く環境が変化に追いついていないことや、働き方に対する考え方や家庭内での役割等について、世代によって考え方に変化があることが考えられます。引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別イメージの解消など、世代に応じた広報・啓発に努める必要があります。

⁶ 固定的な性別イメージ：男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

「職業生活における男女共同参画の推進」に向けては、ホームページや情報誌において女性活躍推進のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション⁷）などについて広報を実施したほか、女性の就労につながる講座を開催しました。

「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」においては、審議会等への女性委員の登用などを推進するため、審議会等を所管する担当課に対して取組の啓発を行いました。第5次計画策定時から数値は改善しているものの、目標値には届いていません。

「女性のチャレンジ支援」としては、起業や就労についての相談事業や講座の開催により、女性の就業や経営参画支援に向けた学習機会を提供しました。また、令和3年度から女性が活動の幅を広げることを目的とし、起業の実践の場となる「ここからチャレンジマルシェ」をJR宇治駅前で開催するなど、女性の活躍推進の充実を図りました。

女性の活躍については、徐々に進みつつありますが、意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、事業所や地域に向けて、積極的に働きかけることが必要です。

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

「男性にとっての男女共同参画の推進」としては、参加者である男性が子どもやパートナーと参加できる育児や料理など家事に関するセミナーを実施し、家庭での役割分担について学習する機会を設けたほか、男性のための電話相談事業を実施するなど、男性に向けた男女共同参画の推進に努めました。

「仕事と育児・介護等との両立支援」については、市男性職員の育児休業取得率は令和4年度から指標値を上回る結果となり、令和6年度まで連続して目標を達成することができました。育児パパセミナー実施や管理職員へ制度の周知を行うなど、積極的な取組によって、育児休業の対象となる職員だけでなく、職場全体の意識に変化があったことが要因と考えられます。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、育児や介護を行う労働者が仕事と家庭を両立できるよう支援し、雇用の継続を図ることなど、一層のワーク・ライフ・バランスの推進に努めるため、市民及び事業所に周知を行う必要があります。

⁷ ポジティブ・アクション：「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。固定的な男女の役割分担意識やこれまでの習慣から、「営業職に女性がほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の男女差が生じている場合に、このような差を解消するために、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組を指すこともあります。

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

「女性に対するあらゆる暴力の根絶」をめざし、毎年11月には児童虐待防止推進月間と連携し、オレンジリボン⁸・パープルリボンキャンペーン⁹を実施するなど、DV防止に向けた啓発活動や学習機会の提供に努めました。

また、女性のための相談事業では、相談内容に応じて同行支援、関係機関への紹介や情報提供を行うほか、困難な問題を抱えた女性やその支援者に向けたテーマのセミナーを開催しました。その他、関係課や関係機関との連携強化のため、女性のための相談者ネットワーク会議やDV対策ネットワーク会議¹⁰を開催し、意見交換や情報共有を行いました。

しかし、女性のための相談窓口については、相談カードを公共施設や医療機関等に配布するなど周知を図りましたが、認知度が指標値には届いていません。

「生涯を通じた男女の健康支援」としては、生涯の各時期に応じた健康対策を推進し、性別にかかわらず誰もが抱える健康リスクについて啓発し、自殺対策セミナーや子宮頸がん・乳がん検診を実施しました。

相談窓口や支援制度の周知とあわせて、暴力の根絶に向けた取組や困難な問題を抱えた女性への支援など切れ目のない継続した支援のため、庁内各課をはじめ、関係機関・民間団体等との連携強化が課題となっています。

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

「地域防災における男女共同参画の推進」については、地域出前講座や地域での避難所運営訓練などの実施により、市民に向けた地域防災の啓発に努めました。

また、男女共同参画視点での避難所運営に向けて、男女共同参画課が作成した資料を用いて、災害対策本部班員への研修を実施しました。

「市民等との協働の推進」では、UJIあさぎりフェスティバル¹¹開催や、宇治市男女共同参画支援センター関係団体交流会を実施するなど、まちづくりに向けた市民活動や地域活動への参画を促進し、様々な啓発及び情報提供を行うとともに、市民等との協働事業の推進に努めました。

今後も地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざし、市民団体や事業所、NPO法人、関係機関との連携、協働をより一層推進します。

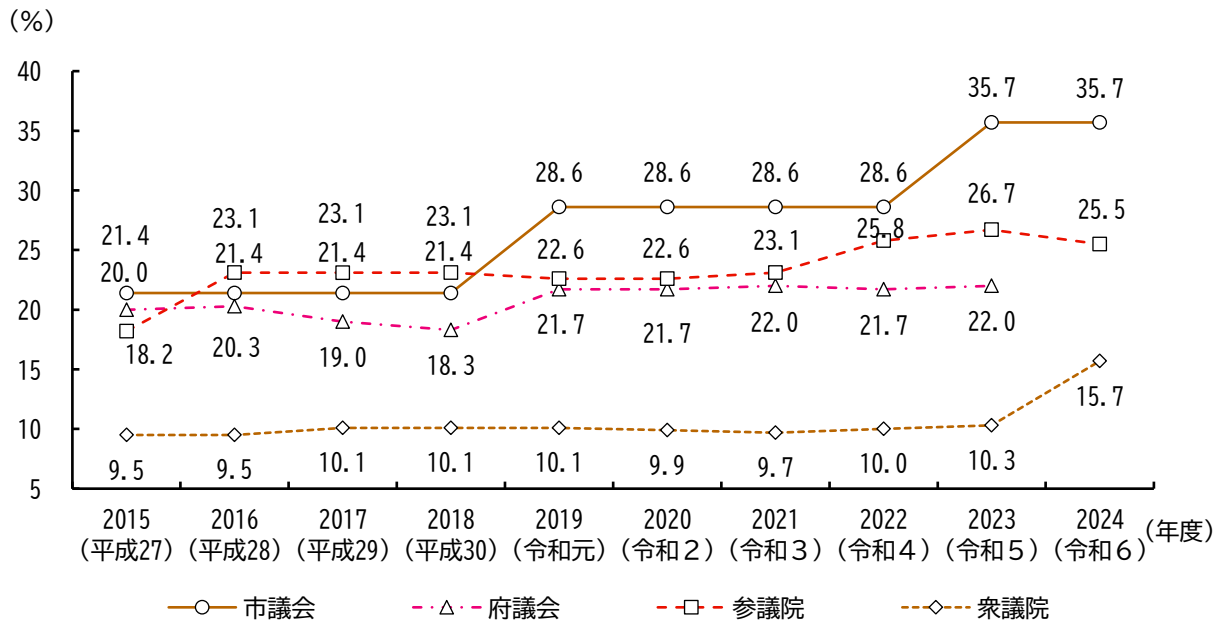
-
- 8 オレンジリボン運動 : 「子ども虐待のない社会の実現」をめざす市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。
- 9 パープルリボン運動 : 1994年(平成6年)アメリカで、女性に対する暴力の被害当事者によって生まれた草の根運動です。パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められています。本市では、11月に「児童虐待防止推進月間」と「女性に対する暴力をなくす運動」期間を併せて、子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶に向け、シンボルマークを一本化し「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン」を実施しています。
- 10 DV対策ネットワーク会議 : 「宇治市DV対策基本計画」に基づき、DVの防止及び被害者の保護・支援を推進するため、関係団体や関係行政機関、市職員で構成し、DV被害者の支援等について意見交換を行う会議のことをいいます。
- 11 UJIあさぎりフェスティバル : 市民と行政が協働し、男女が共に生き生きと暮らせる地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けて、市民等が日頃の活動や学習の成果等も発表、交流し、学びを深めるとともに誰もが気軽に参加でき、楽しめるフェスティバルとして1995年(平成7年)度から開催されています。

7 本市における男女共同参画の現状

(1) 意思決定等への女性の参画

① 女性議員割合の推移

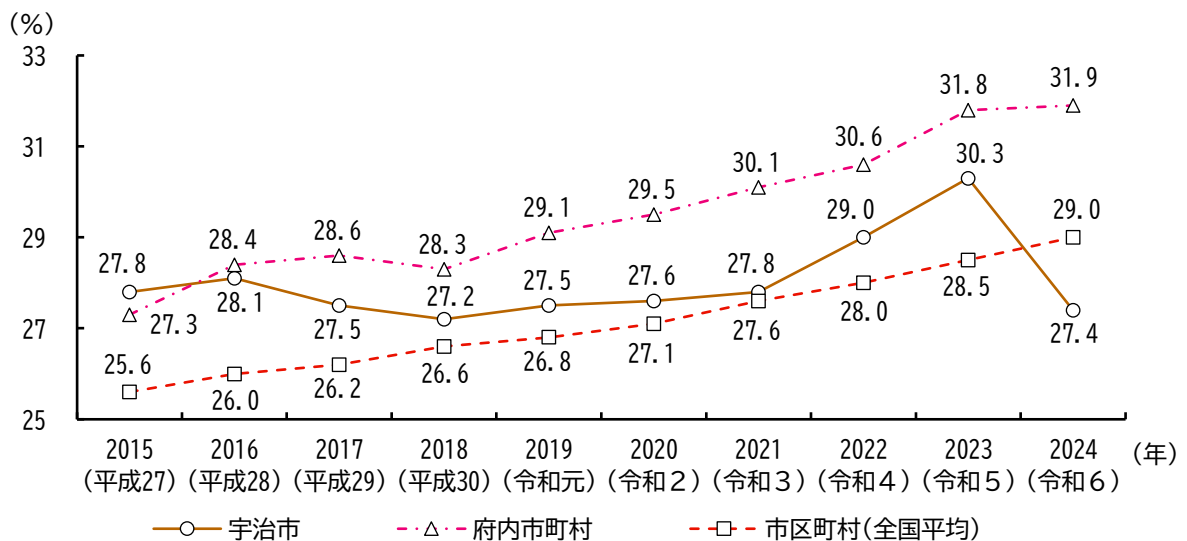
市議会における女性議員割合は、35.7%（28人中10人）で、京都府議会、衆議院及び参議院に比べて高くなっています。



資料：衆議院・参議院及び府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、宇治市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調

② 審議会などの委員の女性割合の推移

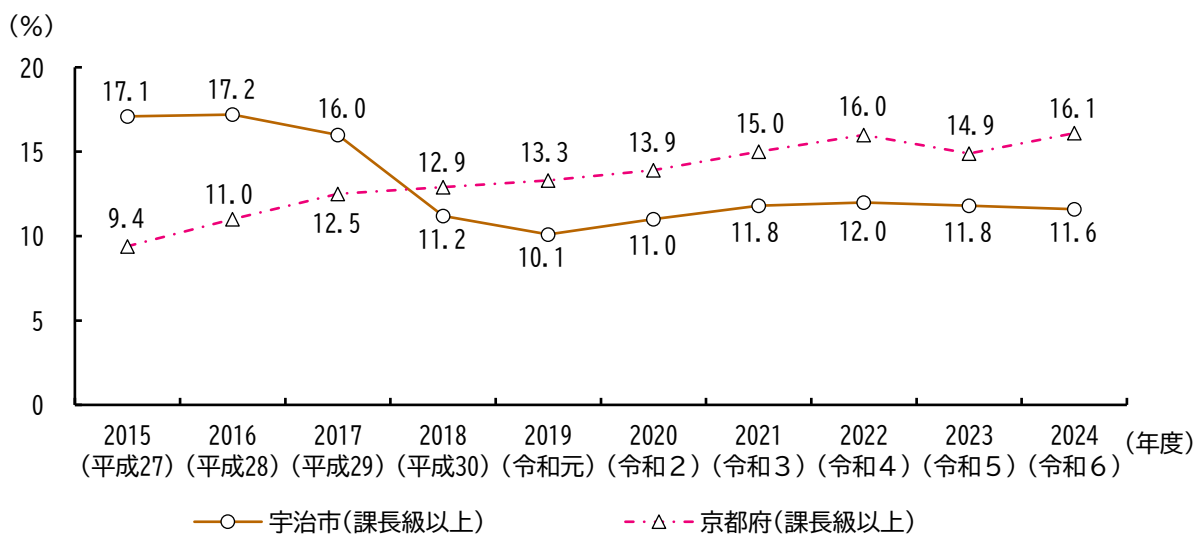
審議会等委員の女性割合は、令和5年まで全国平均より高くなっていましたが、令和6年で全国平均、京都府平均よりも低くなっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

③ 市職員における女性管理職割合の推移

市職員の女性管理職割合は、2018年度（平成30年）に低下し、それ以降横ばいで推移しており、京都府を下回っています。

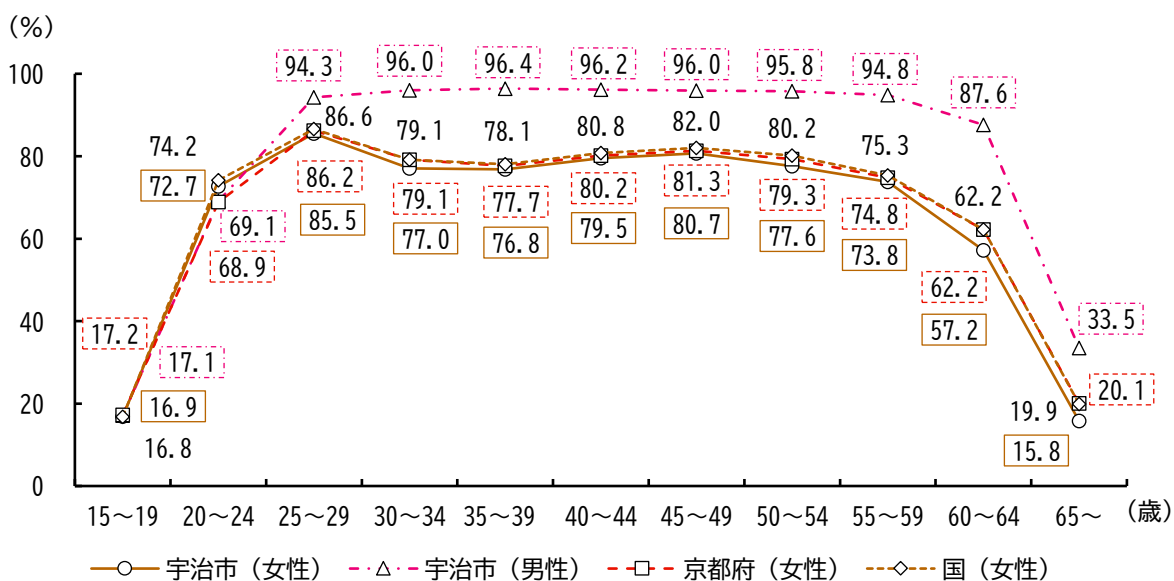


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(2) 就労状況

① 性別・年齢層別労働力率

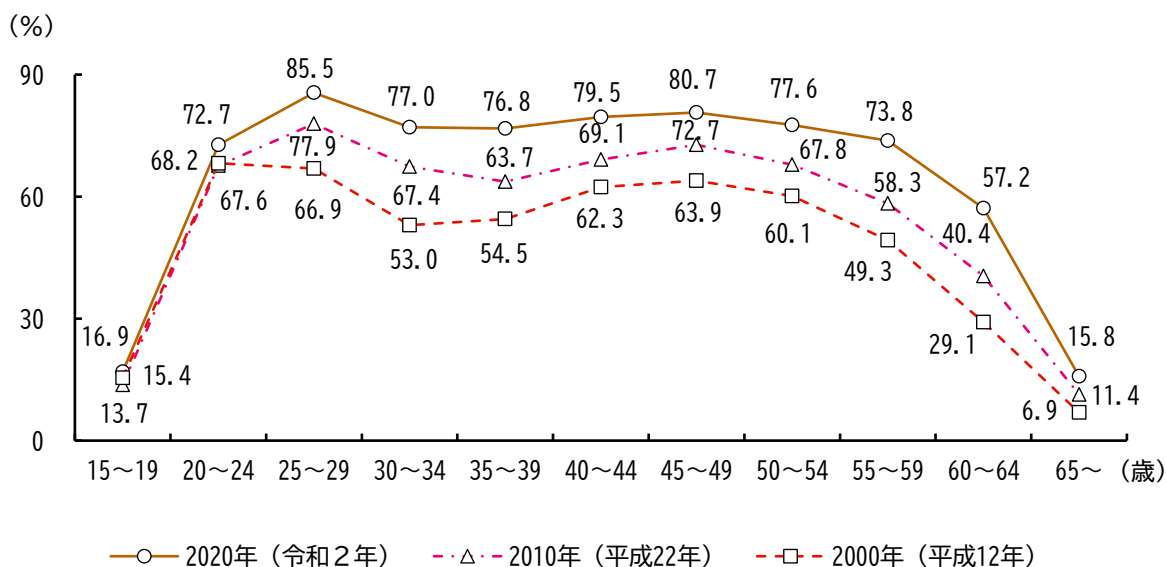
本市における女性の年齢層別労働力率は、全国、京都府とほぼ同程度となっています。本市の男性の30歳代から50歳代の労働力率が約95%であるのに対して、女性は15ポイント以上低くなっています。



資料：総務省「国勢調査」 2020年（令和2年）

② 女性労働力率の経年変化（宇治市）

女性労働力率の変化をみると、この20年間でいわゆる「M字カーブ¹²」の底（30歳代の労働力率）が大幅に上昇しています。

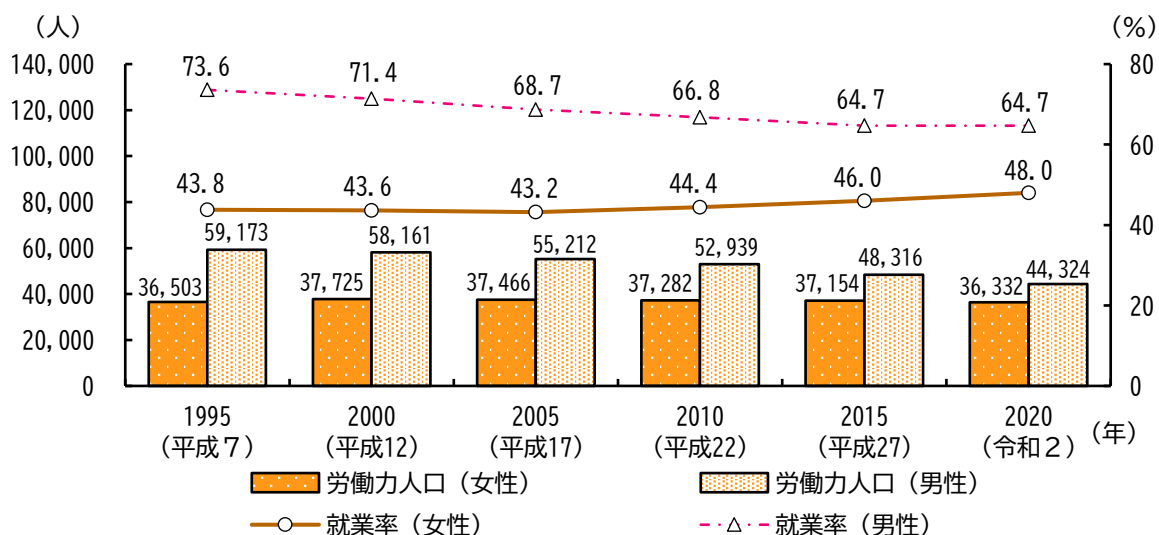


資料：総務省「国勢調査」

③ 男女別労働力人口と就業率の推移（宇治市）

全国的にみて、男性の労働力人口は減少して就業率も低下傾向ですが、女性の労働力人口は横ばいを維持し就業率は上昇傾向です。

高齢化により、男性は定年退職者の占める割合が高くなっているのに対して、女性はこれまで就業率が低かった子育て世代の就業率が高まったことが背景にあると考えられます。

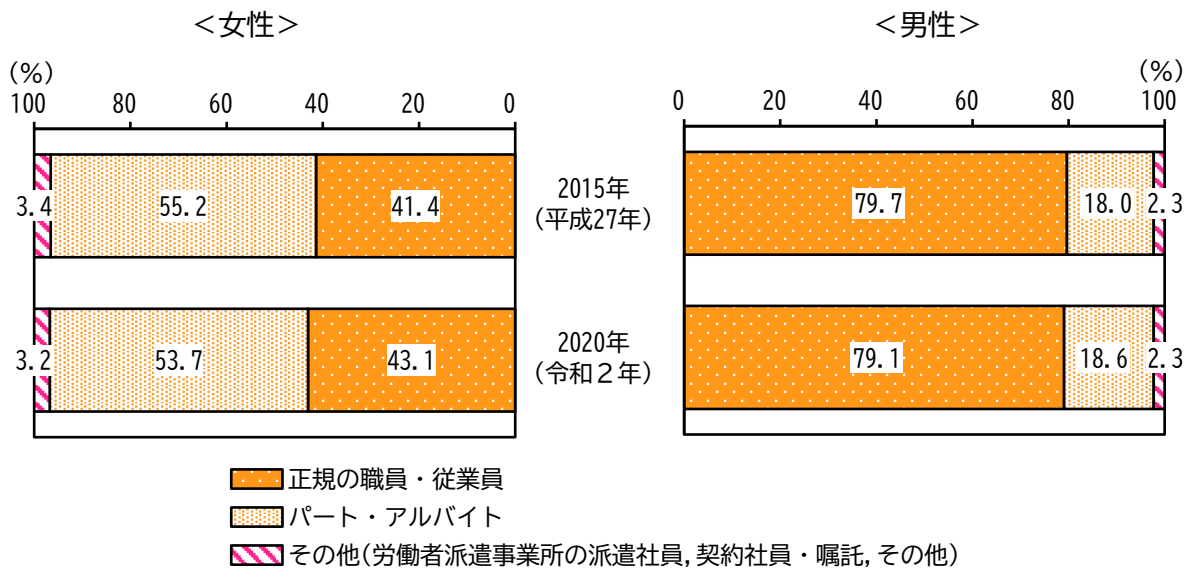


資料：総務省「国勢調査」

¹² M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。M字カーブを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことを示しています。国際的には台形に近い形が多くみられます。

④ 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（宇治市）

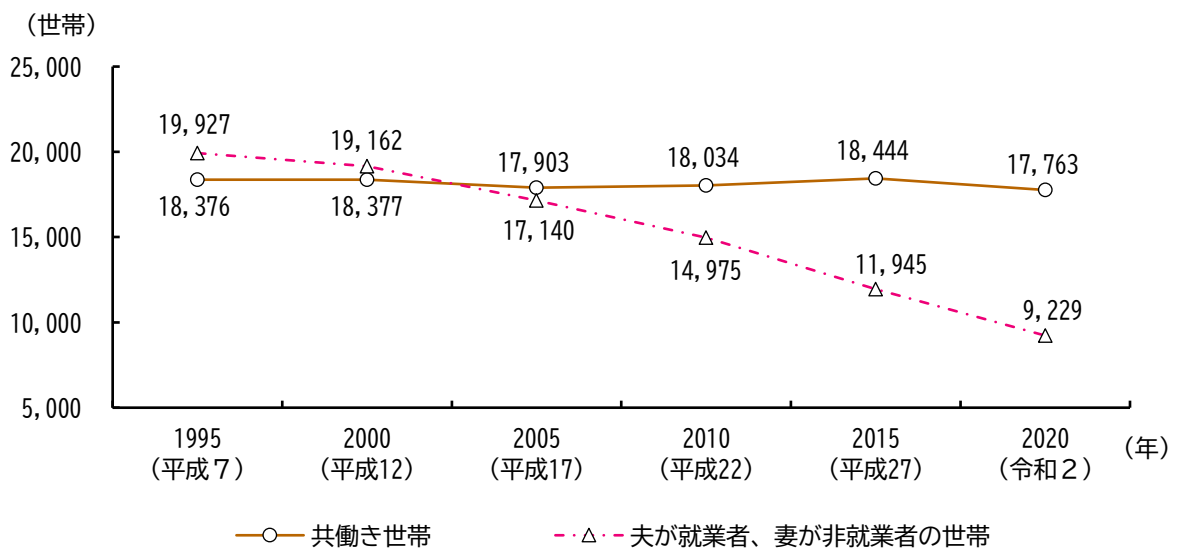
正規の職員・従業員の割合が、男性は約8割であるのに対して、女性では約4割で、5年間でほとんど変化していません。



資料：総務省「国勢調査」

⑤ 共働き世帯の推移（宇治市）

本市では、2005年（平成17年）に、共働き世帯が男性就業者と非就業者の妻からなる世帯を上回り、その差は大きくなっています。

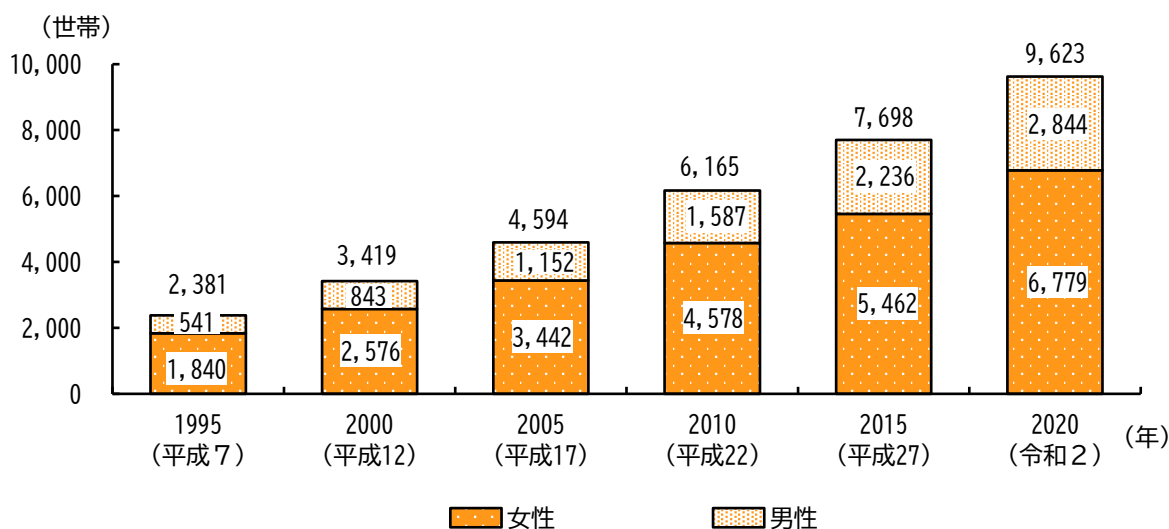


※ 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」
資料：総務省「国勢調査」

(3) 暮らし

① 性別にみた65歳以上の独身世帯数の推移（宇治市）

本市では、この25年間で65歳以上の独身世帯数は約4倍に増加しています。独身世帯数のうち女性は約7割を占めています。

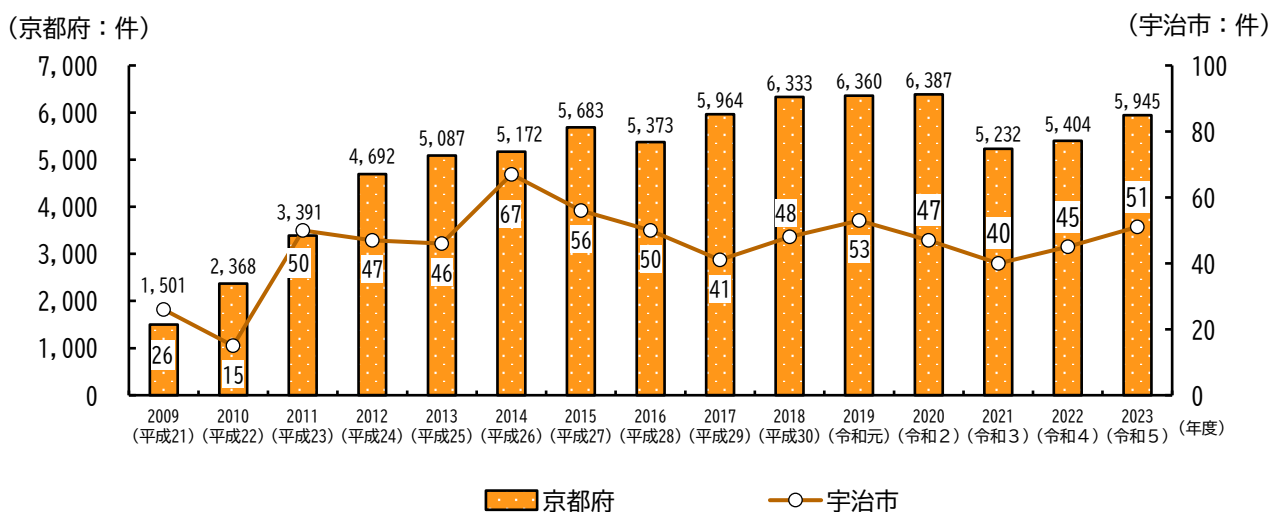


資料：総務省「国勢調査」

(4) 相談状況

① 配偶者からの暴力相談件数の推移（京都府・宇治市）

近年、本市及び京都府における配偶者からの暴力相談件数は横ばいの状況です。



※ 京都府は、京都府内の配偶者暴力相談支援センターの相談件数（家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター）

資料：京都府は「男女共同参画に関する年次報告」2024年（令和6年）度版及び内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」、宇治市は男女共同参画課

② 宇治市男女共同参画支援センターにおける相談の状況

女性のための相談は、一般相談の件数がこの10年間で約1.5倍に増加していますが、DVを主訴とする件数は横ばいであるため、家族間の問題や人間関係など相談者の主訴が多様化していると考えられます。

1. 女性のための相談

単位：件

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
一般相談		215	181	188	186	192
	内DV件数(主訴)	56	50	41	48	53
フェミニスト・カウンセリング ¹³		79	66	67	96	72
法律相談		37	30	27	28	31
こころとからだの相談		9	4	5	3	4
相談 計		340	281	287	313	299
CoCoチャレ 相談・起業 カフェ	回数	24	24	24	24	24
	内出前相談(回)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
	件数	78	89	86	85	87
	人数(人)	102	110	104	95	111

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
一般相談		215	277	360	311	314
	内DV件数(主訴)	47	40	45	51	32
フェミニスト・カウンセリング		67	85	108	76	55
法律相談		34	46	34	37	44
こころとからだの相談		3	7	6	6	6
相談 計		319	415	508	430	419
CoCoチャレ 相談・起業 カフェ	回数	24	24	24	24	24
	内出前相談(回)	(2)	(2)	(2)	(0)	(0)
	件数	82	84	77	80	104
	人数(人)	99	109	109	108	141

2. 男性のための相談

単位：件

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
男性のための電話相談	18	24	31	26	27

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
男性のための電話相談	42	37	33	21	37

資料：男女共同参画課

¹³ フェミニスト・カウンセリング：女性のための、女性によるカウンセリングです。「女性の生き難さは個人の問題ではなく、社会の問題である」というフェミニズムの視点をもって、それぞれの女性の問題解決をサポートします。